失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、公示催告期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２１年（家）第１５７号
静岡県焼津市駅北４丁目12番21号
申立人　飯田　弘紀
本籍静岡県焼津市駅北４丁目12番地７、最後の住所静岡県焼津市栄町６丁目９番７号フローリッシュ202号
不在者　飯田　愼吾
昭和５年５月11日生
公示催告期間満了日　平成22年４月15日
静岡家庭裁判所島田出張所

平成２１年（家）第３７３号
兵庫県宝塚市亀井町10番63―265号
申立人　龍田久美子
本籍大阪府茨木市中穂積１丁目233番地１、最後の住所兵庫県宝塚市野上３丁目13番28号
不在者　河野　龍平
昭和６年２月７日生
公示催告期間満了日　平成22年４月30日
神戸家庭裁判所伊丹支部

平成２１年（家）第７４７号
兵庫県赤穂市新田988番地
申立人　中田　裕子
本籍申立人の住所に同じ、最後の住所申立人の住所に同じ
不在者　中田　保義
昭和24年１月15日生
公示催告期間満了日　平成22年４月３日
神戸家庭裁判所姫路支部

平成２１年（家）第１７３号
高松市香西北町57番地１
申立人　遠藤　庄治
本籍埼玉県鶴ケ島市大字鶴ケ丘６番地、最後の住所東京都板橋区仲町14番７号豊荘
不在者　遠藤　　優
昭和21年６月５日生
公示催告期間満了日　平成22年４月５日
高松家庭裁判所

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２１年（へ）第２号
東京都足立区西加平２丁目３番10号
申立人　株式会社タカボシ
代表者代表取締役　石山　武司
申立人代理人弁護士　西尾　則雄
同　寺﨑　裕史
権利を争う旨の申述の終期　平成21年８月14日
平成21年８月24日　太田簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　Ｂ674840
金額　1,300,000円
支払期日　平成21年５月５日
支払地　群馬県太田市
支払場所　株式会社群馬銀行太田支店
振出日　平成21年１月25日
振出地　群馬県太田市
振出人　石川建設株式会社　代表取締役　石川　晃
受取人　有限会社北本左官
裏書人　有限会社北本左官　代表取締役　北本　幸雄
被裏書人　申立人
最終所持人　申立人

平成２１年（へ）第４号
岐阜市安良田町１丁目１番地
申立人　アートグラス株式会社
代表者代表取締役　林　　孝子
権利を争う旨の申述の終期　平成21年８月20日
平成21年８月24日　高山簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　２通
⑴手形番号　ＢＧ07374
金額　256,449円
支払期日　平成21年５月25日
支払地　岐阜県下呂市
支払場所　株式会社十六銀行下呂支店
振出日　平成21年１月20日
振出地　岐阜県下呂市
振出人　株式会社ハウテック　代表取締役　中川　正之
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＢＪ05882
金額　136,053円
支払期日　平成21年５月31日
支払地　岐阜県下呂市
支払場所　株式会社十六銀行益田支店
振出日　平成21年２月13日
振出地　岐阜県下呂市
振出人　萩原建材株式会社　代表取締役　野村　哲由
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２１年（へ）第１号
佐賀市諸富町大字徳富70番地１
申立人　株式会社竹田コーポレーション
代表者代表取締役　竹田　克子
申立人代理人弁護士　大脇　久和
権利を争う旨の申述の終期　平成21年８月20日
平成21年８月24日　日田簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　５通
⑴手形番号　ＣＡ008480
金額　110,000円
支払期日　平成21年８月30日
支払地　大分県日田市
支払場所　日田信用金庫三芳支店
振出日　平成20年８月６日
振出地　大分県日田市
振出人　金子畳店　金子　勇次
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＣＡ008481
金額　110,000円
支払期日　平成21年９月30日
振出日　平成20年８月６日
⑶手形番号　ＣＡ008482
金額　110,000円
支払期日　平成21年10月30日
振出日　平成20年８月６日
⑷手形番号　ＣＡ008483
金額　108,000円
支払期日　平成21年11月30日
振出日　平成20年８月６日
⑸手形番号　ＣＡ008484
金額　300,000円
支払期日　平成21年12月30日
振出日　平成20年10月22日
上記⑵ないし⑸の支払地、支払場所、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は⑴の約束手形の記載に同じ

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第７０５０号
大阪市西区北堀江２―２―25久我ビル南館２階株式会社オーネット気付、商業登記簿上の本店所在地大阪市北区梅田１―２―２
債務者　株式会社梅田資産管理
代表者代表清算人　大内　邦春
１　決定年月日時　平成21年９月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中井　康之
４　破産債権の届出期間　平成21年10月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成21年12月25日午前10時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０５１号
東京都港区赤坂４丁目９番17号
債務者　株式会社ノビネット
代表者代表取締役　大内　邦春
１　決定年月日時　平成21年９月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中井　康之
４　破産債権の届出期間　平成21年10月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成21年12月25日午前10時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２１６６号
福岡市西区大字飯氏271番地
債務者　株式会社徳忠組
代表者代表取締役　徳安　明年
１　決定年月日時　平成21年９月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　桃原　健二
４　破産債権の届出期間　平成21年10月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成21年12月10日午後４時
福岡地方裁判所第４民事部